

公益通報者保護専門調査会 御中

消費者委員会第 21 回公益通報者保護専門調査会の議事に関するコメント

デロイト トーマツ リスクサービス株式会社
亀井 将博

所用により第 21 回の専門調査会を欠席させていただきますので、議事内容に関してコメントさせていただきます。ご検討をいただけますと幸いです。

1 資料 1 「不利益取扱いから保護する通報者の範囲について」

資料 1 のセクション 3.取引先等事業者、に記載される取引先事業者を保護する通報者に含めることに反対ではありませんが、一定の注意が必要ではないかと考えます。

私の知る限りにおいて、現在上場企業を中心とした複数の企業において、取引先事業者の従業員等から自組織の不正行為を指摘する通報を受信する内部通報制度が運用されています。また、複数の企業がそのような内部通報制度の導入を検討しています。

内部通報制度を運用する組織を A 社、その取引先事業者を B 社、そして A 社の内部通報制度に A 社の不正行為を通報する B 社の従業員を C と仮定します。仮に何らかの不利益取扱いが C にもたらされ、その不利益取扱い行為の主体が B 社であり、A 社がまったく関与の無い場合には、C が不服を申し立てる相手としては通報先の内部通報制度を運用する A 社を含むであろうことが自然ですが、その一方で A 社は B 社が単独で行う不利益取扱い行為を制御することができません。

このようなねじれによる無用のトラブルを避けるためには、個人 C が A 社に通報するのではなく、C はまず B 社の通常報告ラインもしくは内部通報制度に通報し、たとえば B 社の役員が A 社の内部通報制度に告発することを条件とする等、B 社対 A 社といった組織対組織の構図にするように促す運用が相応しいのではないかと考えます。

2 資料 2 「通報対象事実の範囲について」

資料 2 の通報対象事実の範囲の限定を緩和する基本的な考え方に反対ではありませんが、公益通報に関する社会への一層の啓発が必要になるのではないかと考えます。

私の所属する組織が年次で行う民間事業者（主に上場企業が対象）向けのアンケート調査

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/about-deloitte/articles/news-releases/nr20181009.html>

では、日本国内から受信する通報において、組織の不正行為を指摘する内容の通報が全体比率で1割を超える組織は約6%しかありません。日本企業のほとんどが不正の告発ではなく個人的な不満を受信しているという状況と推察します。

公益通報の対象が数百の予め定義された法令に限定されているということの正確な認識を通報者に求めることは事実上困難だと思いますが、単に「通報対象事実の範囲が緩和された」という意義のみがメッセージとして世間に拡散されてしまいますと、現在および将来運営されるほとんどの内部通報制度が大量の個人的な不満を受信し、本来期待する機能が損なわれてしまうのではないかと懸念します。

通報対象事実の範囲の何らかの緩和が行われるのであれば、その法改正とともに、「公益通報には個人的な不満の軽減や解消が含まれないこと」を明示的にメッセージとして社会に伝えるとともに、第20回公益通報者保護専門調査会で林委員が提出された資料3「EU指令案・英国公益開示法についてのご紹介」のセクション1(2)英国公益開示法、で触れておられた「Protect」に類似する行政主導の窓口を設置して、通報者からの「自分が保護対象となりえるのか」という相談に対して、できるかぎり平易で具体的な回答で対応する機能を充実させることが必要になるのではないかと考えます。

3 資料3 「外部通報の保護要件等について」

資料3の外部通報の保護要件等については、特に通報を裏付ける資料の収集行為との折り合いの付け方について提案があります。

私の知る限りにおいて、上場企業を中心とした大企業では自組織の内部通報制度を充実させるための継続的な検討を重ねている例が多く、体制を充実させる努力をはらっているにも関わらず、2号あるいは3号通報等で情報を社外に持ち出させることには強い抵抗感があるのではないかと思います。

例えば、今秋からの導入が予定されているとの開示があった内部通報制度の認証制度において、第三者認証が得られている組織に関しては、通報者保護が客観的かつ合理的に保証されていると見なし、1号通報を経ずして2号あるいは3号通報によって情報を外部に持ち出すことを制限する、という考え方はいかがでしょうか。

中小企業に関しては認証を得る企業も極めて少数であることが予想されますが、第18回公益通報者保護専門調査会の資料3「公益通報者保護法の改正議論に関する意見」のセクション2.2 通報体制の整備—行政機関、において「通報体制の整備においては、中小企業等に遍く法的義務を課すのではなく、行政機関への通報（2号通報）体制を充実させることが現実的かつ効率的であると考え。」というご意見も提示されているこ

とから、通報を裏付ける資料を収集したうえで 2 号通報が行われることに対して、強い抵抗感をお感じになられてはいないのではないかと推測しました。

以上